



## 中野短信 第32号

2012年8月10日発行  
TEL:075-431-4361  
FAX:075-431-4365

今号のテーマ:「金融資産を贈与する際の注意点」

先頃、国税庁から平成23年分の確定申告状況(所得税、消費税、贈与税)が発表され、そのうち贈与税は納税者数、納税額ともに昨年に比べ大きく増加しました。

(参考)

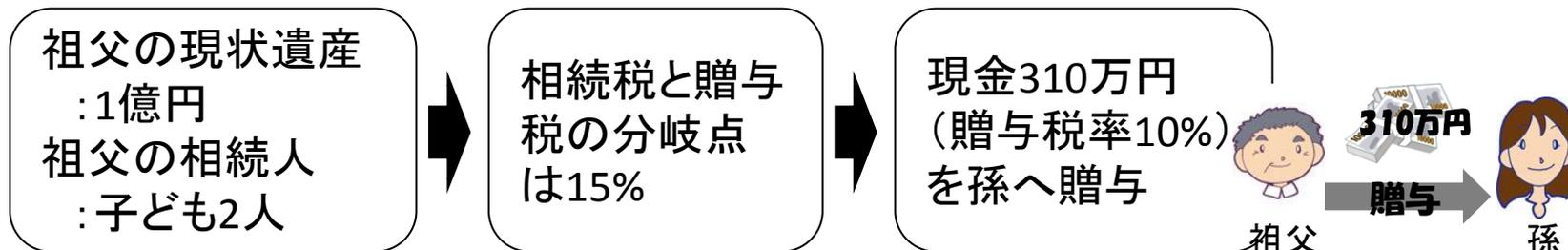
項目 \ 年分	平成22年分	平成23年分	備考
納税者数(万人)	24.3	27.4	3.1万人増加 ↑ (+ 12.8%)
納税額(億円)	1,306	1,419	113億円増加 ↑ (+ 8.7%)

増加原因は、平成25年度の税制改正において、相続税が課税強化(基礎控除額の40%圧縮など)されることを想定しての節税対策増加と考えられます。

贈与の目的は、「節税」と「生前に名義を移転させたい」とに大別され、そのうち「節税」目的による贈与の際の注意点は次のとおりです。

- ① 現状遺産を基にした相続税の税率より低い贈与税率で贈与すれば、節税目的は達せられます。  
 (ただし、相続開始前3年以内に行った相続人への贈与は、相続税の計算上、相続財産に加算するため、値上がり財産を除き節税効果はありません。)

【例】



相続税	贈与税	差引節税
$310\text{万円} \times 15\%$ $= 46.5\text{万円}$ (減少)	$(310\text{万円} - ^*110\text{万円}) \times 10\%$ $= 20.0\text{万円}$ (納税)	$\blacktriangle 46.5\text{万円}$ $20.0\text{万円}$ <hr/> $\blacktriangle 26.5\text{万円}$

(\*) 110万円は贈与税の基礎控除

**②** しかし、せっかく節税目的で生前贈与したのに、相続税の税務調査においてその贈与が認められないケースがあります。その場合、贈与財産は相続財産となり相続税の対象になります。(孫が納めた贈与税20万円は還付されます。)

相続税	贈与税	差引節税
310万円 × 15% = 46.5万円 (納税)	0円	なし



**③** 生前贈与が否認される可能性があるケース  
 (亡祖父の借名預金とみなされる可能性があるケース)

- 亡祖父(贈与者)が孫(受贈者)の取引口座を開設していた
- 孫の取引口座の印鑑を亡祖父が管理していた
- 孫が亡祖父からの贈与を知らなかった(贈与証書がない、孫が署名していない)
- 生前贈与資産からの運用益を亡祖父が受け取っていた など。

(資産税チーム)

